

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項のポイント

1. 食品健康影響評価の実施 (法第11条関係)

- ・評価の円滑な実施を図るための手順を明確化(必要なデータに関する指針の作成等)
- ・評価結果を公表・解説

2. 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定 (法第12条関係)

- ・国民の健康の保護が最も重要という基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、措置の実行可能性・費用等を考慮して施策を策定
- ・食品の安全性の確保を図るために必要な規格・基準を整備
- ・規格・基準等が遵守されるよう、監視・指導・調査を実施

3. 情報及び意見の交換の促進 (法第13条関係)

- ・食品安全委員会・リスク管理機関において、リスクコミュニケーションを促進
- ・政府全体として、望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討

4. 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等 (法第14条関係)

- ・食品安全担当大臣は、緊急事態に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を設置
- ・緊急時対応マニュアルを作成

5. 関係行政機関の相互の密接な連携 (法第15条関係)

- ・食品安全委員会・リスク管理機関間の連携を確保するため、関係府省連絡会議を開催するとともに、連携・政策調整の具体的な手法について、取極めを締結・公表
- ・地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の連携を強化

6. 試験研究の体制の整備等 (法第16条関係)

- ・最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制を整備するとともに、研究成果の普及のための取組、研究者の養成・確保のための取組の推進、食品安全委員会と試験研究機関との十分な意思疎通

7. 国の内外の情報の収集、整理及び活用等 (法第17条関係)

- ・食品安全委員会において、一元的な情報収集を行うとともに、情報のデータベース化を図ることにより、情報を有効かつ適切に活用
- ・関係行政機関相互の連携により、国民に対し、適切かつわかりやすく情報を提供

8. 表示制度の適切な運営の確保等 (法第18条関係)

- ・関係省共同で食品の表示に関する改善方策等を検討、関係省における相談体制の連携を強化、違反に対する監視・指導・取締りを強化

9. 食品の安全性の確保に関する教育、学習等 (法第19条関係)

- ・食品の安全性の確保に関する広報活動、学校教育等における取組を推進

10. 環境に及ぼす影響の配慮 (法第20条関係)

- ・食品供給行程の各段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進(廃棄物・容器包装ごみの発生の抑制等)